宇都宮市自治基本条例提言書(素案)の概要

「宇都宮市自治基本条例提言書(素案)」をまとめました!

「宇都宮市自治基本条例を考える会議」(以下「考える会議」)では、 平成18年から多くの議論を重ね、さらに今年2月に実施したシンポジウムで市民の皆様から幅広くご意見をいただきながら、「自治基本条例提言書(素案)」をまとめました。

私たち考える会議の委員は、私たち市民が主体となったまちづくりが確立され、市民がさらに活力に満ち、より幸せに暮らすことができるようになることを願いながら、議論を重ね、素案を作成いたしました。



☆ 「考える会議」とは・・・?

幅広い立場,年齢層の市民と市議会 議員,市職員が,一緒に「自治基本条 例」について考えるために設置された 会議です。

平成18年6月からスタートし、平成20年5月までに、17回の会議を開催し、議論を重ねています。

< 委員の構成 >

| 区分 | 委員数 |
|--------------|-----|
| 大学教授・弁護士 | 3 |
| 自治会等関係団体の代表 | 6 |
| 上河内・河内自治会議委員 | 4 |
| 公募委員(個人) | 12 |
| 公募委員(各種団体代表) | 11 |
| 市議会議員 | 6 |
| 市職員 | 6 |
| 合 計 | 48 |

■「自治基本条例」ってなぁに?

ところで、「"自治基本条例"っていわれても、それってどんなもの?」 という方が多いと思います。

・そもそも「自治」って、何でしょう?

身近なところでは、「自治会」や「地方自治体」という言葉を耳にします。

「自治」とは「自ら治めること」で、「私たちの地域のことは、知恵と力を合わせて私たちで考え、私たちで責任を持って行動し、より良い生活を実現すること」と言えます。

・では、自治基本条例とは? ~定義~

「自治基本条例」は、一般的に、 市民が主体となったまちづくりを進 めていくための基本的なことや仕組 みを定める決まりと定義付けられ、

"自治体の憲法"とも言われています。

しかし、この条例に盛り込む内容 やその形式は、きちんと定められ ていません。



だからこそ, 私たち考える会議の委員は,

「自治基本条例」が求められる理由と、この条例のあるべき姿を懸命 に考えてきました。

・なぜ自治基本条例は必要なのでしょう?

なぜこの条例が必要なのでしょう?

1. 社会の動き

今日の"地方分権"という社会の大きな動きのなかで、地方のこと は地方が決める、つまり、私たちのまちをどんなまちにするかは、私 たちで考え、判断し、そして決定することが必要となってきたのです。

2. 私たちのまちは私たちでつくる!

そのような中、私たち市民は、まちづくりの主体として、まちのために行動することが期待されるようになりました。

また、私たちのまちを作り上げていくため、私たち自身が地域のまちづくりの一員として、<u>行政だけでは解決できない公共的な課題</u>を解 * 決する責任を担うようになってきています。

まちづくりの方法は多種多様ですが、みんなでまちづくりを考え、 実行するときの基本的なルールや心構え、仕組みが必要となってきて います。

このようなことから、この条例の必要性が認識されてきたのです。

*「行政だけでは解決できない公共的な課題」とは?

具体的には、以下のようなことがあげられます。

- ① 地域の教育に関すること。(青少年の健全育成, 学童保育など)
- ② 地域の福祉に関すること。(一人暮らしの高齢者宅への訪問など)
- ③ 地域の環境整備に関すること。(ごみ、リサイクル、住環境など)
- ④ 地域の安全・安心に関すること。(防災, 防犯など)
- ⑤ 地域内の共同利用施設に関すること。(集会所、公園など)
- いずれも,行政だけでは解決できる課題ではなく,地域の住民や自治会等 の地域活動団体の協力を得て,課題解決に取り組んでいます。

■宇都宮市にはなぜ自治基本条例が必要なの?

宇都宮市は、農・工・商の盛んな産業都市から、総合的な都市機能 が集まる中核的な都市として順調に発展を続けており、良好な行財政 基盤に支えられて、十分に自立した都市経営がなされています。

また、宇都宮市では市民協働の取組を早くから進めており、まちづくりでは、市民と行政の良好な関係が形づくられつつあります。

たとえば・・・

○ 市民参加による計画づくり

(総合計画策定における「まちづくり市民会議」の設置)

- 情報公開条例の制定(市民参加や協働の前提となる情報の共有)
- 市民活動サポートセンターの設置(NPO等の市民活動団体の支援)
- パブリックコメント制度の創設(政策策定段階での市民意見の反映)
- 地区市民センターや地域コミュニティセンターの整備(地域活動拠点の整備)

そこで、私たち「考える会議」は、このような宇都宮の現状を踏ま えた上で、次のようなことを検討しました。

- 自治基本条例はそもそも必要なのか?
- 自治基本条例をつくる意義(意味)はなにか?

そして, この条例の必要性や意義について, つぎのようにまとめま した。

自治基本条例の必要性・意義

- 〇 目指すべき自治の姿の共有化
- 〇 自立した自治運営の確立
- 権利と責務の明確化
- 市民意識の高揚、改革
- 市民参加・市民協働の推進
- 自治の運営の仕組み等の位置づけの明確化

市民と行政とが自治運営をしていくための共通の理念や基本原則, まちづくりの方向性や自治のしくみを構築していくため、目指すべき 自治の姿を共有化する必要性や意義があります。

自己決定や自己責任に基づく自治運営や市民自治の醸成、地域特性を最大限に生かした独自のまちづくりを行っていくために、自立した自治運営を確立する必要性や意義があります。

また,市民,議会,執行機関の権利と責務を明らかにし,市民や自治会等の地域活動団体,事業者等一つの地域で暮らしていくための最低限のルールを共有するため,権利と責務を明確化する必要性や意義があります。

市民自らが主体的に考え、行動することの重要性を認識するとともに、 企業等の社会貢献意識の高揚を図るため、市民意識の高揚・改革にこの 条例の必要性や意義があります。

さらに、市民、団体と行政の関わりのあり方を共有し、様々な市民参加の仕組みを制度化することで、市民参加・市民協働を推進していこうとすることに必要性や意義があります。

この条例をつくり上げることで、これまで培ってきた自治運営の仕組み等を再確認し、自治運営の仕組み等の位置づけを明らかにしていくことにこの条例の必要性や意義があります。

これらを取りまとめると、宇都宮市の自治基本条例は、地方分権が進む中、市民や自治会等の地域活動団体、企業等の様々な主体が協働し、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる、基本的で普遍的なことや仕組みを定めることで、市民がさらに幸せに暮らせるようにするために必要なものといえます。

■条例に盛り込みたい事項の基本的な考え方

この条例は、市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目 的とし、市民主体のまちづくりを確立するために必要となる、基本的 な事項及び仕組みを広く定めるものです。

このようなことから、考える会議では、条例に盛り込みたい事項を まとめるにあたって、基本的な考え方を次のようにまとめました。

自治基本条例の基本的な考え方

- 1 宇都宮市らしい自治を育むための条例とする。
- 2 広く市民に理解される分かりやすい条例とする。
- 3 長く市民に親しまれる条例とする。

このように、私たち考える会議では、この条例のそもそもの必要性 や意義といった原点に立ち戻った議論や、この条例をどんな内容のも のにするのかといった性格付け、あるいはこの条例の中での宇都宮ら しさの表現の方法等の討議、さらには、具体的に条例に盛り込みたい ことにはどのようなものがあるのかといった議論等、条例の必要性と 検討を継続していくこと自体を委員全員で確認したりするなど、数多 くの局面を乗り越え、この提言書(素案)をまとめあげました。

■提言書(素案)の要点

私たちがまとめあげた提言書(素案)の要点は,以下のように大き く捉えられることができます。

①共感と思いやり

人間の幸せは、便利で豊かな環境の中で地域に根ざした新しい文化を求めていくというものだけではなく、ともに暮らす 人々との共感や思いやりのなかにも求められています。

②役割と責任を担い合う協働の実現

私たちは、お互いが幸せになっていくために公共的な課題を解決していくという社会的責任を有する存在であり、その程度や範囲に応じて、多様な方法で考え、話し合い、決定していくことで、協働の社会を実現していこうとするものです。

③市民主体のまちづくりの確立

地方分権が進む中で,市民や自治会等の地域活動団体,企業等の主体が協働し,市民主体のまちづくりを確立するために必要となる基本的な事項及び仕組みを定めました。

これから私たち考える会議がまとめた提言書(素案)の内容を大ま かにご紹介いたします。

宇都宮市自治基本条例提言書(素案)

< 提言書(素案)の構成 >

前文

- 自治の歩み 宇都宮市の特色
- この条例が必要になった背景

則 総

自治の理念

لح

基本原則

- O目 的
- 〇 定 義
- ○この条例の位置付け
- 〇 自治の理念
- 〇 基本原則
 - (1) 自己決定, 自己責任
 - (2) 個人の尊厳
 - (3)協 働
 - (4) 公共的活動の範囲
 - (5)情報の共有
 - (6) 人づくり
 - (7) 社会資源の利活用等

市民等の 役割・権利・責務

- 〇 市民の権利
- 〇 市民の責務
- 地域活動団体の責務
- 非営利活動団体の責務
- 事業者の責務

議会の役割と責務

- 議会の役割と責務
- 議員の責務

執行機関の役割と責務

- 執行機関の役割と責務
- 〇 市長の責務
- 〇 職員の責務

参画と協働

- 〇 自助, 共助, 公助
- 地域主体のまちづくり
- 協働の推進 附属機関等
- 〇 住民投票

市政運営の 基本事項

- 総合的な市政運営 財政運営
- 市政運営の評価 執行機関の組織
- 〇 行政手続
- 法令, 条例等の解釈及び運用

前文

宇都宮市は、関東平野北部に位置し、日光連山から続く山並みのふもと、鬼怒川に由来する豊富な水、緑、肥沃な大地をはじめとする、恵まれた自然に支えられ、古くから二荒の杜を中心に、門前町、宿場町、城下町として発展してきました。

近年は、戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え、均衡のとれた都市として成長を続けています。

この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業 や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い 手の一人として、社会的責任を有しています。

また同時に、自らが暮らす地域の環境のみならず、地球環境にも十分配慮していくなど、地球規模の課題に対しても社会的責任を有しています。

私たちは、この地において、古きよきものを守りつつ、未来を見つめ、 地域に根差した新しい文化を求め、創っていこうとする中で、互いに共 通する思いとして、より住みやすいまちを構築していきたいと考えてい ます。

また、私たちは、まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを 持ち、思いやりのある社会を構築していきたいと考えています。

このようなまち、社会を実現し、市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくためには、市民、企業や各種団体、市それぞれが社会に果たす役割を認識しながら、「もったいない」という心を持ち、社会資源を利活用しつつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要です。

私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を 定める宇都宮市自治基本条例を制定します。

条例に盛り込みたい事項の主な内容

総則

〇目的

自治の理念を明らかにするとと もに,自治を担う者の協働のあり方, 権利と責務,自治の基本的な仕組み を定めることにより,市民がさらに 幸せに暮らせるようにしていく。

〇定義

- ・ 市民 市内に住む人, 働く人, 学ぶ人
- ・ 地域活動団体 自治会をはじめとする,地域で 自主的に公共的活動を行う,地域 に根ざして形成された団体
- ・ 非営利活動団体 公共的な課題に関して,自主的 に活動を行う団体で,前号以外の 非営利に活動する団体

- ・地域コミュニティ市民が地域で集うことにより必然的に築かれる人と人とのつながり
- · 協働

各主体が対等の立場に立ち、情報を共有し、相互に信頼、理解、尊重し合いつつ、役割と責任を担い合い、効率的に自治に取り組むこと

○条例の位置付け

市は,条例の制定,施策の実施等 に当たり,この条例の趣旨を最大限, 尊重しなければならない。

自治の理念と基本原則

〇自治の理念

市民主体のまちづくりを確立し、 市民がさらに幸せに暮らせるよう にする。

〇基本原則

自治の理念を実現するための具体的な手段や進め方

- ・自己決定, 自己責任
- ・個人の尊重
- ・協働
- ・公共的活動の範囲等
- ・情報の共有
- ・人づくり
- ・社会資源の利活用等

市民等の権利と責務

〇市民の権利

- ・ 個人として尊重され、市民として幸せを求めていく権利
- ・ 公共的活動に参画する権利
- ・ 公共的活動を行うための情報を 求める権利
- 必要に応じた行政サービスを受けることができる権利

○市民の責務

- ・ 自主的かつ自律的に公共的活動に参加する。
- ・ 自らの発言及び行動に責任を持つ。
- ・ 公共的活動の計画及び実施に伴う負担を分任する。
- ・ 公共的活動に参画し、遂行する のに必要な知識等の習得のため、 自己研鑽に努める。

〇地域活動団体の責務

・ 地域内の公共的課題を共有できるようにし、地域内の市民の意見の集約を図り、地域の課題解決に努める。

〇非営利活動団体の責務

- ・ 各主体を先導又は補完して、社会的使命を果たし、市民が更に幸せに暮らしていけるように努める。
- ・ 団体同士のみならず、その他の 各主体とも同様に協力し、相互 のつながりの強化と情報共有に 努める。

○事業者の責務

- ・ 自主的かつ自律的に公共的活動 に参加する。
- ・ 自らの発言及び行動に責任を持つ。
- ・従業員が、仕事上の責任を果たすばかりではなく、家庭や地域生活においても、人生の各段階に応じた多様な生き方を選択、実現できるよう、また円滑に公共的活動に参加できるよう努める。

議会の役割と責務

○議会の役割と責務

- ・ 市民の意思を市政に反映
- ・ 市政運営の調査・監視
- ・ 積極的な情報提供と説明責任

○議員の青務

- ・ 市民の代表者として、市民の信 託にこたえ、公正、公平かつ誠実 に職務を執行する。
- ・ 職務遂行のため、自己研鑽に努める。
- ・ 議員活動の積極的な情報公開

執行機関の役割と責務

〇執行機関の役割と責務

- ・ 執行機関の公正, 公平かつ誠実な 事務の管理・遂行
- ・ 市民の意向の把握と総合的な行政 サービスの提供
- ・ 効率的・効果的な行財政運営
- ・ 市民との情報共有, 市民への説明 責任

○市長の責務

- ・ 市民の代表者として,市民の信託にこたえるとともに,市の代表者として,公正,公平かつ誠実に市政を執行する。
- ・ 効率的かつ効果的な行財政運営
- ・ 職務の遂行のため、広く自己研 鑚に努める。

○職員の責務

- ・ 公正,公平かつ誠実に職務を遂行する。
- ・ 資源及び財源を有効に活用しながら、効率的かつ効果的な行財政 運営を行う。
- ・ 職務の遂行のため、広く自己研

鑚に努める。

・ 職員も地域の一員であることを 自覚し、協働によるまちづくりの 推進に配慮する。

参画と協働

〇自助, 共助, 公助

- 市民は、自らできることは自ら 行う。
- ・家庭,地域コミュニティや地域活動団体の中でできることはその中で行う。
- ・他の各主体と協力して対応しなければならないことは,各主体が適切に役割と責任を担い合って行う。

〇地域主体のまちづくり

・ 地域主体のまちづくりを推進するため、各主体は協力して、小学校区等を基本とする等の住民の生活圏に配慮し、取り組んでいくこと。

・ 執行機関は、適正な地域区分の もと、身近な地域での一層の行政 サービスの拡充や市民との協働の 推進等、住民主体の地域づくりを 進める。

○協働の推進

- ・ 市民の多様な市政参画の機会を整備する。
- ・ 市の基本的な政策等の策定にあ たっては、市民の意見をつのり、 その意見を考慮して意思決定を行 う。

〇附属機関等

- ・会議は、特段の理由がない限り、公開する。
- ・ 委員の選任は、機関の設置目的を踏まえて、全部または一部を公募とする。

〇住民投票

市政に関する重要な事項につい て,市民の意思を確認する必要があ る場合には,住民投票を実施する。

市政運営の基本原則

〇総合的な市政運営

長期的展望に立った計画を策定し,総合的かつ計画的に市政運営を行う。

〇財政運営

- ・ 効率的かつ効果的な財源の活用 と財政の健全性の確保
- ・ 市民への財政運営に関する状況 の公表

〇市政運営の評価

- ・ 市が行う施策・事務事業の評価 の実施と、その結果の公表をする。
- ・ 協働によるまちづくりの趣旨に のっとった事業等の評価の実施 と、その結果の公表

○執行機関の組織

- ・ 執行機関の組織は、効率的かつ機動的なものとすること。
- ・ 社会情勢の変化及び市民の必要 とする行政サービスに的確に対 応できるような組織を編成する こと。

〇行政手続

市民の権利利益の保護に資するため,公正で透明な行政手続の確保に努める。

〇法令, 条例等の解釈及び運用

法令,条例,規則等の解釈及び運用にあたっては,この条例の趣旨にのっとり,市民がさらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的に行うよう努める。

〇法令遵守体制の構築

公正かつ民主的な市政運営を実現するため、法令遵守体制を構築 しなければならない。

○国及び他の地方公共団体との連携

国および関係地方公共団体と連携し、共通の課題の解決に努めることを盛り込みました。